

## ◆◆◆高松家庭裁判所委員会（第2回）議事概要◆◆◆

### 1 日 時

平成16年4月15日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 場 所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

石田八千代，和泉正敏，井村弘子，遠藤美智代，大塚昭男，名和敏延，平尾満知子，宮武章三，平井範明，野島光博，溝淵勝，小池晴彦

#### (2) 事務担当者

新井事務局長，義満首席家裁調査官，高畑首席書記官，松尾訟廷管理官，植田総務課長，松本会計課長，堀邊総務課課長補佐

### 4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 委員の異動について

3月31日付け退任 近藤浩二

4月 1日付け退任 加藤敏員，熱田康明

4月 1日付け就任 野島光博，小池晴彦

#### (3) 委員長代理の指名

小池委員を委員長代理に指名した。

#### (4) 新庁舎案内

#### (5) 概況説明及び意見交換

##### ア 利用しやすい施設等について

(ア) 会計課長が新庁舎の概況を説明した。

##### (イ) 意見交換

● 庁舎内には緑が少ないので，各部署に植物等を配置し，少しでも安らぎを与えられるよう配慮していきたいと考える。

○ 大きな幅の土塀や植え込みのしきりをなくして，フラットにした方が開かれた感じがする。大きな幅の土塀では，なんとなく，権威主義的な感じがする。

高裁及び地裁の建物と合わせるのであれば，塀の幅は50センチもあれば十分である。また，車とほぼ同じ高さの植え込みであれば，広々として囲い込みをした感じはしないが，現状では，入らせないぞと

というような感じを受ける。

■ 駐車場が足らなくて困るというときには、土塀及び植え込みについて考える必要はあろう。

○ 駐車場の問題もあるが、広々として見えない雰囲気自体が問題である。

○ 新庁舎は昭和の初期の建物という感じを受ける。

● 家庭裁判所だけで考えてみると、子どもらも来庁することから、あまりに機能性ばかりを追求してしまうと、家庭裁判所の本旨を失うことにもなるのではないかと考える。

家庭裁判所では、どうしても潤いや落ち着けるといった部分にも配慮する必要があり、今回の新庁舎となっているものと考えている。

また、その意味からも、庁舎内には緑が多くあった方がよいと考える。

○ 緑はあってもよいが、どういう配置を行うのかが問題である。いくつもある入口については、大きい入口一つでよいと考える。

■ 今すぐに新庁舎の施設を改築するという事は難しい問題である。今後においても御意見があれば随時うかがっていくこととしたい。

#### イ 新庁舎落成式について

(ア) 総務課長が日程案を説明した。

(イ) 意見交換

■ 家裁委員会委員を来賓として御案内するか否かについて、各委員の御意見をうかがいたい。

○ [無言]

● 何も御意見がないようであるので、とりあえず案内状を差し上げて、各委員の御都合を個別にうかがうということでどうか。

○ セレモニーに関しては、特に意見はない。

■ それでは、案内状を差し上げるので、出席を希望される方は出席していただくということによろしいか。

○ [異議なし]

● 落成式への出席にあたっては、旅費等は一切出ないので、その点は了承されたい。

#### ウ 受付相談窓口の充実について

(ア) 首席書記官が家庭裁判所の機能及び家事相談事務の概略について、また、訟廷管理官が家事相談の事務内容及びその相談事務の現況について、

それぞれ説明した。

(イ) 意見交換

- 身の上相談であつたり、本当に気の毒だけど裁判所にはどうにもならないというケースがある。

裁判所側は内容相談に応じることができない。ところが、内容を聞きに来るといふケースが非常に多い。内容については弁護士が行う法律相談に回すことになる。

- 法律相談では、自分が希望する結論にうんと言ってくれることを期待して、何回も何回も角度を変えて言ってきたり、自分の思うように言って欲しいことから、「どこそこの弁護士さんは、これでうんと言ってくれる。」というようなことを言ってくる者もいる。

裁判所も、その辺りについては配慮されたい。「裁判所に行ったらこれでよいと言った。」と言う者もいる。

- そういうことを裁判所でも聞く。あの裁判所ではこのように言ったと。

- そんなことを言うはずはないと言っても分かってくれない。裁判所は最終的に審判や判決を行うところだから、最初から最終的な結論は言えないと言え、ある程度は分かってもらえるのではないか。

- それは言っている。

- 相談料を払って自分のためのアドバイスを受けるといふ意識を持つべきである。

- 本当に困って解決しなければならない人といふのは、相談料に関係なく最初から弁護士のところに行くと思う。

- 家事相談において、例えば、身の上相談だといふものになっているときには、どうやって断ったらよいか。

- 人生相談は人生相談として聞き、自分は人生相談のプロでないことを告げて、それでも意見を聞きたいといふことであれば、自分の意見を聞かせる。これは埒外であるといふことを、きっちりと伝えることも必要と考える。内容によっては、人生相談のところに行かれないと、また、内容の話をするのであれば、弁護士のところに行かれないとしか、言いようがないと考える。

- 法律相談については、現実には弁護士のところに相談に行ってくれと言っているが、相談者によっては、弁護士のところに行き、また、裁判所に帰ってくる者もいる。今度は、申立てといふことで来るので

あろうが、なかなか実際には申立ては難しいこともある。

- 弁護士の方にも問題があることは否めない。問題解決的な対応を行うことが業界人には求められている。

私は、相談者に対して、物事を解決するには、これをするかしないかであり、決めるのはあなた自身であると告げ、するのであれば私が引き受けるし、司法書士がよいのであれば司法書士を、また、税理士がよいのであれば税理士を、それぞれ紹介することとしている。

- 他の機関から、裁判所に行きなさいと言われてくるケースがみられる。ある裁判所では、そういう機関に対して、裁判所でできるのは手続相談しかできませんから、他の機関に回されるときは、よく考えてから回されるようお願いしたこともある。ただ、本当にお気の毒な方もあり、そのあたり難しい問題がある。

裁判所での工夫例は何かあるか。

- 高松家裁では、番号札や受付カードを用いて、相談内容を迅速に把握できるようにするなどしている。

- 時間の関係もあり、これは次回の継続案件ということで、引き続き意見をうかがうこととしたい。

#### (6) 勉強会の実施について

有志の方による家事事件処理に関する勉強会を、平成16年7月22日(木)午後1時30分を実施することとした(旅費等不支給)。

#### (7) 意見交換テーマの設定

次回委員会における意見交換テーマは、①受付相談窓口の充実について(継続案件)、②裁判所の広報の在り方について、とした。

#### (8) 次回期日

平成16年11月11日(木)午後1時30分から開催することとした。